市有施設ＬＥＤ照明器具賃貸借（消防本部）仕様書

1　賃貸借物件名

市有施設ＬＥＤ照明器具賃貸借（消防本部）

2　業務概要

契約者（以下「受注者」という。）は、釧路市（以下「発注者」という。）とＬＥＤ照明器具の賃貸借（リース）契約を行い、発注者の指定する施設に設置している蛍光灯照明器具と交換するものとする。

3　履行場所　　１施設

No.	施設名	住所
1	消防本部庁舎・市民防災センター	釧路市南浜町４－８

4　交換対象となる照明器具　　別表のとおり

5　契約期間　　契約日から2032年(令和14年)１月31日まで

（うちＬＥＤ照明器具の設置期間は2027年(令和９年)１月31日まで、賃貸借期間は2027年(令和９年)２月１日から2032年(令和14年)１月31日まで）

※　地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の３に基づく長期継続契約

6　業務の履行

業務の履行は以下の流れに従い、行うこと。

(1) スケジュール等の協議（ＬＥＤ照明器具の型式や仕様等の確認を含む。）

(2) ＬＥＤ照明器具の設置

(3) ＬＥＤ照明器具の仮使用（賃貸借の開始までの期間）

(4) ＬＥＤ照明器具等の保守管理

(5) ＬＥＤ照明器具の発注者への譲渡（賃貸借期間の終了後）

7　ＬＥＤ照明への交換

(1) 直管蛍光灯用の照明器具（ランプ交換の指定をしているもの）

①　既存の照明器具を使用し、安定器を切り離したうえで、直接ソケットに給電する工事を行い、直管ＬＥＤランプの設置（以下「ランプ交換」という。）を行うこと。

②　非常用照明兼用器具である場合は、ランプ交換を行った上で、電池内蔵型の非常用照明器具専用形を別途設置すること。

③　ランプ交換に使用する直管ＬＥＤランプは、JLMA301「ＡＣ直結Ｇ13口金直管ＬＥＤ光源－安全規格」に準拠したものを使用すること。

④　従来の蛍光灯や他の直管ＬＥＤランプを取り付けることができない旨を記載したシールの貼り付け等により、誤挿入を防止する警告表示をすること。

(2) その他の照明器具（器具交換の指定をしているもの）

① 蛍光灯と直管ＬＥＤランプを使用しないＬＥＤ照明器具（ベースライトなど）と交換する工事（以下「器具交換」という。）を行うこと。

② 非常用照明兼用器具である場合は、同等性能以上の非常用照明兼用器具へ交換する工事を行うこと。

③ 防湿型の指定がある場合は、防湿型（屋内）の器具交換とすること。

④ 防爆型の指定がある場合は、同等性能以上の防爆型の器具へ交換する工事を行うこと。

⑤ 原則、工業会規格JIL5004「公共施設用照明器具」に規定する照明器具と同等以上の性能を有する器具を選定すること。なお、適した「公共施設用照明器具」が存在しない場合は発注者と協議の上、選定すること。

⑥ 器具交換の実施により天井部材との間に隙間が生じた場合は、必要に応じてリニューアルプレートの取付け等を行うこと。

(3) ＬＥＤ照明器具の仕様

① ＬＥＤ照明器具は、最新かつ新品のものとすること。

② ＬＥＤ照明器具は昼白色（色温度5,000Ｋ程度）を原則とし、既存の照明器具と同等以上の明るさのものとすること。

(4) ランプ交換及び器具交換に伴い生じた蛍光灯（再利用不可のものは除く。）は市が指定する場所へ搬出すること。また、その他の廃材等については、適切に処分すること。

(5) 関係法令の遵守について

建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令を遵守し施工を行うこと。

(6) その他

① リース事業者はランプ交換又は器具交換を行う事業者が別にある場合は、当該事業者を書面により報告すること。なお、同一入札に参加した事業者（任意で辞退した事業者を除く。）に下請負等をすることは原則不可とする。

② 施工前後は絶縁測定を行うものとする。絶縁測定方法は、分電盤の分岐回路毎に施工前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化のないことを確認する。

③ 本施工にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。なお、重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

④ 設置作業中に発生した毀損に係る補修等は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

⑤ 着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

8 ＬＥＤ照明器具の仮使用

(1) 受注者は、ＬＥＤ照明器具を設置してから賃貸借の開始（2026年(令和８年)12月31日）までの間を仮使用期間として発注者がＬＥＤ照明器具を使用することを認めるものとする。

(2) 仮使用期間中に不具合が発生した場合において、その原因が更新箇所の不具合によるときは、受注者の負担で物品の取り替え、代替え又は修理等（交換作業費含む。）を行うものとする。

9 ＬＥＤ照明器具等の保守管理

(1) 発注者の通常の使用にもかかわらず、不点灯等の障害が発生した場合は、受注者はＬＥＤ照明の交換等の対応を行うこととし、保守管理費用は本契約に含むものとする（保守期間は、本契約期間とする。）。

① 保守管理体制

保守管理体制（連絡先等）について書面にて報告すること。

② 障害発生時の保守管理について

障害発生時の連絡を常に受け付けられる状態とし、発注者から連絡を受け付けたときから原則48時間以内に対応するものとする。作業日時については、発注者と協議し、発注者の業務に支障がないよう、努めるものとする。

③ 作業報告について

対応後は、書面にて報告すること。

10 ＬＥＤ照明器具の発注者への譲渡

受注者は賃貸借期間の終了後、賃貸借物件の所有権を発注者に譲渡するものとする。なお、固定資産税は非課税とする。

11 損害賠償

この契約の履行に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

12 その他

定めのない事項、または契約に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。